

令和3年9月13日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

### 大阪狭山市立小・中学校における緊急事態宣言期間中の教育活動について(お知らせ)

初秋の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症にかかる対応等について、さまざまなご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、この度大阪府全域に発出されている緊急事態宣言期間が、令和3年9月30日(木)まで延長されることとなりました。このことについて、大阪府教育庁の通知に基づき、令和3年9月13日(月)～9月30日(木)の期間における大阪狭山市立小・中学校の教育活動を下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

### 記

#### ■保護者の皆様へお願い

(感染力が非常に強いデルタ株等のまん延を踏まえ、感染防止対策にご協力をお願いします。)

登校の際、健康観察は必ず行ってください。体調不良の場合は登校を控えるようお願いいたします。(同居の家族が陽性になった場合、濃厚接触者の特定に時間を要する場合があります。その場合、特定される間についても登校を控えるようお願いいたします。)

○児童生徒や同居の家族が次の状況になった場合は、必ず学校までご連絡ください。

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が判明した
- ・濃厚接触者に特定された
- ・PCR検査等を受検することになった

○結果が陽性になった場合は、保健所から連絡が入りますので、必ず学校の電話番号を伝えてください。(保健所は学校教育活動における濃厚接触者の特定を行います。)

○児童生徒及び教職員の感染が判明した場合、臨時休業措置となる場合があります。

- ・期間は、保健所が学校教育活動における濃厚接触者を特定するための疫学調査が完了するまでになります。
- ・範囲(学校全体や学年、学級)は、感染が広がっているおそれのある範囲です。
- ・調査完了後も、多数の教職員が濃厚接触者となるなど、学校体制が整わない場合は、引き続き臨時休業措置を延長する場合があります。

#### 1. 授業について

○分散登校や短縮授業は行わず、引き続き3密の回避やマスクの着用、こまめな手洗いや清掃・消毒等の感染防止策を講じた上で、1教室40人の通常形態で教育活動を継続します。ただし、次の感染リスクの高い教育活動については引き続き実施しません。

### 【制限する教育活動等】

・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等はありません。

(例) 音楽:室内で児童生徒が近距離で行う合唱

体育:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

家庭:児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

## 2. 部活動について

○原則休止します。

- ・大阪府や全国大会等につながる公式大会等を控えている場合は参加します。
- ・練習等は、十分な感染防止対策を講じたうえで時間と人数を制限して活動します。
- ・活動への参加は、当該生徒及び保護者に意向の確認を取ります。
- ・学級の臨時休業(学級閉鎖)等の場合、当該生徒は、その期間の公式大会等へ参加することはできません。

## 3. 修学旅行や校外学習、学習参観等の学校行事について

○原則実施しません。

- ・中学校の体育大会は、無観客で実施します。

## 4. 放課後児童会の対応について

○感染防止策を講じた上で、通常どおり開設する予定です。

## 5. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

○新型コロナウイルス感染症対応についての不安や相談したいことがある時には、下記相談窓口へお願いします。

### 小・中学校

・各担任や養護教諭、スクールカウンセラーまで

### 学校以外

- ・大阪狭山市教育委員会教育部学校教育グループ : TEL 072-366-0011 (内線 809)
- ・「新型コロナ こころのフリーダイヤル」 : TEL 0120-017-556  
※午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始も実施)
- ・「すこやか教育相談 24」 : TEL 0120-0-78310 (無料 24時間対応)

## (マスクの効果等について)

令和3年8月20日付文部科学省「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について(通知)」において、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があることが示されました。また、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要とのことでした。

マスク等の効果については、右の QR コードをご参照ください。



(厚生労働省ホームページ「4.問1」)